

いじめ防止の取組に係るお願い

学 校 長

今年度（令和元年度）におきましても、学校いじめ防止等基本方針を策定し、校内外におけるいじめ撲滅を目標に学校としての取組を進めているところです。

我々教職員一同は、生徒一人ひとりを大切にし、全ての生徒が「学校へ行くことが楽しい」と感じられるように日々の教育活動の中で人間関係づくりや人権感覚の醸成に努めています。

いじめ等の問題についても、相手の立場に立って考えを深めたり、自分自身の言動に対してふり返る作業を道徳の授業や生徒会活動、日常のホームルーム活動で取組むことで、いじめの防止につなげていきたいと考えています。

万一いじめの事案が生じた場合でも、できるだけ早期に内容を把握し、学年教師を中心としたチーム対応による迅速な解決を図ってまいります。

そこで、保護者の皆様にはひとつお願いがございます。

学校側がいじめを認知した場合。＝（言葉によるからかい、周囲生徒からの口撃や攻撃、仲間外れや無視などの状況から、学校に対し本人もしくは保護者からいじめを受けている等の訴えがあり、状況確認ができた場合を含めて）

学校としては、第一に被害生徒の安全を優先にして、いじめを受けている生徒の側に立った聞き取り作業や実態把握、解決に向けた指導をおこないます。

それぞれの生徒がお互いを理解、尊重し合い、人間関係を再構築しながら、学校生活を楽しく、有意義に過ごせることをいじめ解決の目標に設定いたします。そのためには、学校と保護者の方との共通認識や連携した指導等がどうしても必要ですので、今後ともどうかよろしくお願いたします。

【いじめ解決に向けて学校と保護者の綿密な連携が必要なパターン例】

1. <被害生徒>

○事が大きくなるのを嫌って、実態を保護者や教師にきちんと言わない生徒の場合

2. <加害生徒>

○相手の生徒に問題があるからと言っていじめ等の行為に理由をつけて、自分の非を認めたがらない場合

○単なるふざけでやった行為（言動）なので相手をいじめるつもりはなかった、いじめではないと言い張る場合

○集団・グループの中でお互いをかばい合う（事実を隠そうとする）場合

3. <周囲の生徒>

○加害生徒の行為（言動）に対して、焚きつけるような行為（言動）をした場合

○いじめの行為は知っていたが、自分には関係ないと見て見ぬふりをしていた場合